

学生宿舎寄宿料増額の撤回を求める交渉申入書

2026年3月23日

国立大学法人筑波大学
学長 永田 恭介 殿

【通知人】

住所：つくば市天王台2丁目1番地
筑波大学学生宿舎一の矢14棟302号室
氏名：筑波大学学生宿舎寄宿料増額の撤回を求める会
代表者 坂田 利通

【通知人代理人】

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目28番19号
高田馬場トーシンビル4階 暁法律事務所
電話 03-6427-5902
ファックス 03-6427-5903
弁護士 指宿 昭一

貴学による不誠実な対応への嚴重抗議

貴学が2025年12月10日付で告示した学生宿舎寄宿料の増額（以下「本件増額」といいます。）に関し、通知人は通知人代理人と共に、令和8年3月2日付で交渉を申し入れてまいりました。しかし、貴学は回答期限（3月9日正午）を何ら説明なく徒過し、交渉について通知人代理人を無視し通知人との直接交渉を求めました。さらに令和8年3月18日付の通知「学生宿舎寄宿料改定の実施時期に関するお知らせ」を発行するに際し、通知人及び通知人代理人への連絡を一切行いませんでした。すでに弁護士が介入している事案において、代理人を無視して当事者に直接接​​触・通知を行う行為は、交渉上の信義則を著しく損なうものです。貴学のこの不誠実な姿勢に対し、強く抗議いたします。

本件増額の当事者である学生宿舎入居者および利害関係人である筑波大学学生で構成される通知人は、改めて貴学に対し、以下の通り交渉を申し入れます。貴学がこの交渉申し入れを再度拒否、あるいは不誠実な対応を継続する場合は、その無責任な姿勢を社会に強く訴え、直ちに法的措置に移行することを通告いたします。

1 交渉の日時・場所貴学自身が「3月中に結論を得る」としたことに鑑み、交渉は以下の日時、および貴学内の会議室もしくは教室（30人以上が入れる部屋）で行うことを求

めます。2026年3月31日（火）18時

交渉参加者

（1）貴学参加者

意思決定の責任を明確にするため、以下の役員の出席を強く求めます。

永田恭介学長、加藤光保理事、竹中佳彦理事、遠藤靖典理事、氷見谷直紀理事、歳森敦理事、加藤和彦理事、西尾チヅル理事、平松祐司理事、浅島誠理事、伊藤久美理事、千葉親文副学長（学生担当）

（2）通知人参加者（一部、オンライン参加を含む）通知人の構成員数名、通知人代理人弁護士2名、参加を希望する筑波大学学生数名

3 交渉議題（通知人の要求項目）

（1）本件増額の撤回

貴学が「実施期日の変更について検討することになった」とする点につき、単なる一時的な延期ではなく法的瑕疵を認めた上での白紙撤回を求めます。

（2）代理人を通さない直接通知行為に対する謝罪と経緯説明

（3）貴学の主張する増額理由（計算根拠・修繕計画）の具体的説明および資料交付

（4）学生宿舍運営共同協議会（仮称）の設置

学生宿舍入居者の代表および全代会との協議・同意を改定の必須要件とする規約の策定。学生の同意なき一方的な寄送料増額を行わないことの確約。

（5）不利益処分の禁止本申入れや反対活動を理由とする成績評価、推薦、入居継続等の不利益を一切与えないことの確約。

4 回答期限と方法2026年3月30日（月）正午までに、書面にて回答を求めます。回答は必ず通知人代理人宛てに、ファックスもしくは郵送で送付してください。

以上